82

81

6. 事務事業の事後評価★								
評価視点	評価項目	評価	評価の理由、または認識している課題を記載					
妥当性	市の関与の妥当性	妥当	人居者の収入に応じた家賃の決定及び滞納情報の取り扱い、徴収事務における入居者への直接の納付指導等職員でしか出来ない業務もあり、業務全般の民間委託は困難があるため市が実施することは妥当である。					
評価	目的の妥当性	妥当	未納となっている住宅使用料の徴収事務であり妥当である。					
成果)	対象(受益者)の妥当性	妥当	飯塚市市営住宅使用料滞納整理要綱に基づき対象者を認めており妥当である。					
効率性	コスト削減・コスト効率化	余地なし	住宅使用料の滞納者に対する納入指導、訴訟等に係る実費用であるためコストの削減は難しい。					
評価 (活動量/コ	負担割合の適正化	適正	未納となっている住宅使用料の徴収事務に関する実費用であるため市の負担は適正である。					
スト)	手段の最適性	最適	飯塚市市営住宅使用料滞納整理要綱に定められた法的措置を確実に遂行しており適切 である。					
有効性	目標達成度	未達成	前年度の実績と比較して、現年度分過年度分ともに徴収率が下回ることとなった。					
評価 (成果/活動	上位施策への貢献度	貢献できた	市営住宅の入居者に対して、公正・公平な負担を施すことに貢献している。					
量)	事業継続の有効性	ある	現年度分の使用料についても26,255,080円の滞納が生じており、引き続き納入指導等を継続しなければ滞納額が大幅に増加することから有効性は認められる。					
7. 前年度	[評価時の計画と実績	i						

前年度評価★		前年度記載した改善策(課題解決や改革・改善に向けて、予算を含めた具体的な方策)★					
評価区分	方向性	次年度以降に予算(コスト)を必要とせず、恵まに	飯塚市市営住宅管理計画(仮称)の策定				
一次評価	成果ともに 現状維持	実施できる改善策	取塚中中昌仕七官理計画 (仮材) の束足				
		次年度以降に予算(コスト)増を必要とし、中長期 的に実施する改善策	市営住宅の管理戸数を適正なものにするため、入居者に対し政策的な移転の斡旋や、老朽化した住宅の解体整理を行い、補修費用の増加を防ぎ、適正な住宅の維持管理を行っていかなければならない。				

前年度改善策に対する実績 ★

※上記の改善策に対して今年度に実施できたこと、などを記入

前年度の改善策では、計画的な管理戸数の調整等に置いて維持管理費の増を抑制する策をあげていたが、今年度は予算に準じた内容の 見直しを全面的に実施したため、前年度との比較が困難となった。

今年度評価における成果と課題(決算成果説明書と連動)★

前年度実績に比べ現年度分過年度分ともに収納率を下回ることとなった。

─ 住宅使用料の納付の遅延が始まって間がない入居者への積極的な指導を行うなど、滞納初期段階の入居者への指導の強化を行う。課 既に滞納額が高額で支払いの意思を示さない入居者への厳正な法的措置の実施を強化する。しかしながら、公営住宅法に定める公 営住宅本来の設置目的(住宅困窮者、低所得者への住宅の提供)からすれば、画一的な処分を強行に踏み出しきれない課題も認めら れる

9.今後の事業の方向性と改善策

成皿	拡 充		4	2	1	評価区分	事務事業の方向性
米の方向	現状維持縮小		<u>3</u>	5		一次評価	⑤コスト・成果ともに現状維持
性	休・廃止	7				二次評価	⑤コスト・成果ともに現状維持
		休・廃止		現状維持の方向			

次年度以降の改善策(課題解決や改革・改善に向けて、予算を含めた具体的な方策)★

コスト(人・予算等)を

<mark>必要とせず、ただちに実</mark>勤務時間内での電話連絡や通知及び訪問徴収の強化。

施できる改善策

コスト(人・予算等)を 必要とし、中長期的に実 施する改善策

徴収担当職員を増員し、課内に専任の係を増設する。増設する係の職員は単に未納額の徴収業務や明渡等の行 政処分のみを行うだけではなく、入居者が未納にいたった経緯を聞き取り、必要ならば入居者の安定した生活 を維持するための他の行政サービスに関する助言等も行う。

評価変更 理由

評価としては、 一次評価のとおりとする。

ただし、一時的なコスト増になるとしても、アウトソーシングや他徴収担当部署と連携したDX化についても検討 されたい。